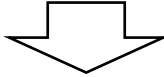


建設リサイクル法に関する契約手続きフロー

落札業者決定

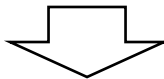
◎落札者は契約前に工事担当課と協議を行う。



リサイクル法関係の協議

◎落札者は、契約前に下記書類により工事担当課に説明を行い、協議してください。

- ・説明書
- ・省令別記様式（別表 1～3 のうち該当するもの）
- ・工程の概要を示す資料
- ・リサイクル添付様式（備考別表 1～3 のうち該当するもの）

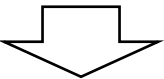


請負契約書の作成

◎協議終了後、請負契約書を 2 部作成する。1 部には収入印紙を貼り付ける。

- ・建設工事請負契約書（リサイクル）かがみ
- ・建設工事請負契約書約款（仲裁合意書含む） この順番で綴り込む
- ・リサイクル添付様式（担当課提出と同じもの）

※説明書、省令別記様式及び工程の概要を示す資料は、契約書に綴り込まないこと。



請負契約書の締結

◎請負契約書を工事担当課に提出する。（契約保証関係書類も合わせて提出する。）

※契約締結日は落札決定日から 5 日以内（土・日・祝日を含む）です。

※必要な様式については、鹿行広域事務組合ホームページ（HOME＞鹿行広域事務組合とは＞入札関係）に掲載してあります。